

2025 年度「せとうち旅情」視察に係る助成金交付要綱

第 1 条 目的

「せとうち旅情」実行委員会(以下「委員会」という。)は倉敷市・福山市・尾道市(以下「3 市」という。)と西日本旅客鉄道株式会社を構成団体として、せとうち地区の観光イメージの高揚を図り新幹線を利用した観光客誘致、せとうち地区の観光振興と地域の活性化に寄与することを目的に設立された。

この事業は、旅行会社が募集型企画旅行の造成を前提として、3 市への視察に訪れる場合の費用(以下「費用」という。)を助成することにより、旅行商品の造成を促進し、3 市の観光客の誘致拡大を目的とする。

第 2 条 助成対象者

この要綱に基づき、費用の助成の対象となる者は、次のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 旅行業法(昭和 2 7 年法律第 2 3 9 号)第 3 条の規定に基づく登録を受けており、かつ、3 市以外の営業所に勤務する企画担当者
- (2) 3 市のうちいずれか 1 市以上で宿泊し、2 市以上の観光施設又は飲食店を利用する旅行商品の企画をするもの。

第 3 条 助成対象経費及び額

この要綱に基づく費用の助成額は次に掲げるものとし、1 営業所あたり費用の助成額は、9 万円を上限とする。(1 千円未満切り捨て)

	費 目	助 成 額	内 容
補助対象経費	①交通費	往復の航空券代・JR 券	往復交通費の 2 分の 1 ただし上限は 2 万 5 千円
	②宿泊費	3 市内の宿泊施設に限る ※但し、夕食費は含まない	2 万円まで ただし、1 名 1 泊のみ対象

第 4 条 助成の決定

委員会は、申請があった場合は、内容を審査し、助成をすることを決定したときは、視察に係る助成決定通知書(様式第 2 号)により申請を行った者(以下「助成決定者」という。)に通知する。なお、視察の実施後に行われた申請は受け付けない。

第5条 実績等の報告

助成決定者は、3市のいずれかを視察訪問した後、速やかに、視察に係る助成金実績報告書（様式第3号）に次の書類を添えて委員会に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書（別紙1）
- (2) 領収書の写し

第6条 助成金の交付

前条の実績報告書・領収書の写しを審査し、適当と認めたときは助成金の額を確定し、速やかに支払通知書（様式第4号）により通知するとともに助成金を交付する。

第7条 成果品の提出

助成決定者は、造成した旅行商品の成果品（パンフレット等であれば2部、WEB商品であれば商品ページのURL）を提出しなければならない。

第8条 助成の決定の取消

助成決定者がこの要綱の規定に違反したとき、提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき、委員会が求める書類等の提出がされないとき等は、助成の決定を取り消すことができる。

第9条 雑則

本書に定めのない事項については、委員会が別に定める。

附 則

この要領は、2025年(令和7年)7月3日から施行する。